

米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第4回）

中国における均等の解釈
～農業機械特許の技術的範囲解釈事例～甘肅洮河トラクター製造有限公司
原告寧夏帥之媛農機具製造有限公司
被告

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

中国において文言上の侵害が成立しない場合、続いて均等論上の侵害の有無が判断される。均等か否かは、被疑侵害製品が記載された技術的特徴と基本的に同一の手段、機能、効果を有し、且つ当業者が創造的な労働を経なくても連想できる特徴を有するか否かにより判断される（法積[2001] 21号第17条）。

本事件では請求項に記載した穿孔ピンと被疑侵害製品の止めねじとが均等か否かが争点となった。中級人民法院は被疑侵害製品の構成は均等とは言えず、特許発明の技術的範囲に属しないと判断した¹。

2. 背景

(1) 特許の内容

甘肅洮河トラクター製造有限公司（原告）は「不耕起双畝間全フィルム覆土複合作業機」と称する発明特許ZL201310245906.5（以下、906特許という）を所有している。906特許は2013年6月20日に知識産権局に出願され、2017年2月8日に登録された。

906特許の代表図及び争点となった請求項1は以下のとおりである。

1 寧夏回族自治区銀川市中級人民法院2019年8月26日判決（2018）寧01民初162号